

## 施策評価（平成30年度）

## 施策評価調書

|       |       |     |                |
|-------|-------|-----|----------------|
| 政策コード | 5     | 政策名 | 未来を担う教育・人づくり戦略 |
| 施策コード | 3     | 施策名 | 豊かな心と健やかな体の育成  |
| 幹事部局  | 教育庁   | 担当課 | 総務課            |
| 評価者   | 教育委員会 | 実施日 | 平成30年6月6日      |

## 1 施策の目的等（政策との関連、必要性、取組内容、取組後の姿 など）

児童生徒が社会生活を送る上での基礎となる規範意識や自他を尊重する心、公共の精神をしっかりと身に付けさせるため、ルールを守り、思いやりの心をもって行動できる豊かな人間性を育むほか、いじめを見逃さない環境をつくる。また、生涯にわたり健康的な生活が実現されるよう、基礎となる体力の向上や子どもの頃からの望ましい生活習慣・食習慣の確立を図る。

## 2 施策の状況

## (1) 代表指標の状況

| ●施策目標(評価指標) |                                                  | 基準値<br>年度 | 年度  | H25  | H26   | H27   | H28   | H29   | 直近の<br>達成率 | 備考     |
|-------------|--------------------------------------------------|-----------|-----|------|-------|-------|-------|-------|------------|--------|
| ①           | 学校のきまり(規則)を守っている児童生徒<br>(小6、中3)の割合<br>※小6と中3の平均値 | 95.1      | 目標  |      | 95.5  | 96.0  | 96.5  | 97.0  | 99.6%      | H29確定値 |
|             |                                                  | H25       | 実績  | 95.1 | 95.0  | 95.7  | 96.2  | 96.6  |            |        |
|             | 全国学力・学習状況調査                                      | 単位: %     | 達成率 |      | 99.5% | 99.7% | 99.7% | 99.6% |            |        |
| ②           | 新体力テストにおける小・中・高の偏差値の<br>平均                       | 51.4      | 目標  |      | 51.8  | 52.1  | 52.4  | 52.7  | 96.6%      | H29確定値 |
|             |                                                  | H25       | 実績  | 51.4 | 51.6  | 50.8  | 51.3  | 50.9  |            |        |
|             | 新体力テスト                                           | 単位: %     | 達成率 |      | 99.6% | 97.5% | 97.9% | 96.6% |            |        |

## (2) 代表指標の分析（推移の状況、実績・達成率の認識、全国順位等）

①調査開始の平成19年度から29年度の間では、6.0ポイント（小学校が5.4ポイント、中学校が6.6ポイント）上昇しており、概ね満足できる結果である。また、全国平均値と比較しても、小学校で3.2ポイント、中学校で2.1ポイント上回るなど、良好な状況である。

②新体力テストにおける小・中・高の偏差値の平均値は、全国平均値が上がったことなどから平成28年度よりも0.4ポイント下がり目標を下回った。しかし、その算出の基となる体力合計点においては、平成28年度と比較して、全ての校種においてほぼ横ばい（小学校で±0、中学校で0.3点上昇、高校で0.2点下降）で推移している。

### (3) 関連指標の状況

| ●施策目標(評価指標) |                               | 基準値<br>年度 | 年度  | H25  | H26    | H27   | H28   | H29    | 直近の<br>達成率 | 備考          |
|-------------|-------------------------------|-----------|-----|------|--------|-------|-------|--------|------------|-------------|
| ①           | 少年自然の家等における学校等の宿泊体験活動の実施回数    | 637       | 目標  |      | 650    | 660   | 670   | 680    | 101.2%     | H29確定値      |
|             |                               | H24       | 実績  | 624  | 639    | 595   | 627   | 688    |            |             |
|             | 県・生涯学習課調べ                     | 単位:回      | 達成率 |      | 98.3%  | 90.2% | 93.6% | 101.2% |            |             |
| ②           | 小中学生の不登校児童生徒数(千人当たり、国公立)      | 7.7       | 目標  |      | 7.7    | 7.7   | 7.7   | 7.7    | 84.6%      | H30.10月頃に公表 |
|             |                               | H24       | 実績  | 8.8  | 8.9    | 8.9   | 9.1   |        |            |             |
|             | 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査     | 単位:人      | 達成率 |      | 86.5%  | 86.5% | 84.6% |        |            |             |
| ③           | 高校生の不登校生徒数(千人当たり、国公立)         | 11.6      | 目標  |      | 11.6   | 11.3  | 11.2  | 11.1   | 91.1%      | H30.10月頃に公表 |
|             |                               | H24       | 実績  | 13.1 | 11.4   | 12.2  | 12.3  |        |            |             |
|             | 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査     | 単位:人      | 達成率 |      | 101.8% | 92.6% | 91.1% |        |            |             |
| ④           | 朝食を毎日食べる児童(小5・6)の割合※小5と小6の平均値 | 92.0      | 目標  |      | 93.5   | 95.0  | 95.0  | 95.0   | 95.3%      | H29確定値      |
|             |                               | H25       | 実績  | 92.0 | 91.9   | 91.6  | 90.8  | 90.5   |            |             |
|             | 児童生徒のライフスタイル調査                | 単位:%      | 達成率 |      | 98.3%  | 96.4% | 95.6% | 95.3%  |            |             |
| ⑤           |                               |           | 目標  |      |        |       |       |        |            |             |
|             |                               |           | 実績  |      |        |       |       |        |            |             |
|             |                               |           | 達成率 |      |        |       |       |        |            |             |
| ⑥           |                               |           | 目標  |      |        |       |       |        |            |             |
|             |                               |           | 実績  |      |        |       |       |        |            |             |
|             |                               |           | 達成率 |      |        |       |       |        |            |             |
| ⑦           |                               |           | 目標  |      |        |       |       |        |            |             |
|             |                               |           | 実績  |      |        |       |       |        |            |             |
|             |                               |           | 達成率 |      |        |       |       |        |            |             |

### (4) 関連指標の分析(推移の状況、実績・達成率の認識、全国順位等)

- ①平成29年度は688回で、前年度よりも61回増となった。これは目標(680回)を上回り、これまでで最も多い回数である。モデル的に3泊以上の宿泊を伴う主催事業を行ったことによる啓蒙効果や、3か所の少年自然の家でのPA(プロジェクトアドベンチャー)プログラムの教育効果の周知が、増加の要因と考えられる。
- ②平成24年度(基準値)の7.7人に対し、平成28年度は9.1人と1.4人増加した。前年度との比較でも0.2人増加したが、実数にすると平成27年度は635人、平成28年度は637人とほぼ横ばいである。また、小・中学校では全国で不登校児童生徒が増加する中、本県の千人当たりの不登校児童生徒数は全国平均(13.5人)を大幅に下回り、全国最少となっている。これは、スクールカウンセラー等の積極的な活用や小・中学校間の連携の充実によるものと考えられる。
- ③平成24年度(基準値)の11.6人に対し、平成28年度は12.3人と0.7人増加した。前年度との比較でも0.1人増加したが、実数にすると平成27年度は321人、平成28年度は314人と微減した。本県の千人当たりの不登校生徒数は全国平均(14.7人)を下回り、全国で少ない方から16番目の数値となっている。これは、スクールカウンセラー等の積極的な活用などによるものと考えられる。
- ④小5と小6の朝食摂取率は平成28年度90.8%に対し平成29年度90.5%と微減した。男女別では、男児89.8%→89.5%、女児91.8%→91.5%と推移している。全国平均値は平成28・29年度とも91.8%であり、男児・女児ともに全国平均を下回っている。朝食を摂取しない理由としては、「食欲がない」が最も多く、生活リズムの乱れや睡眠の質がよくないことなどがその要因と考えられる。

## (5) 施策の推進状況（施策の方向性ごとに記載）

### ① 規範意識や他人への思いやりなど豊かな心の育成

#### ●取組① 学校・家庭・地域の連携による道徳教育の充実

・学識経験者、福祉関係者、企業関係者、道徳教育推進教員など様々な立場の委員で構成される秋田県道徳教育推進協議会において、他者との関わりを通して児童生徒の内面に根ざした道徳性を育成する方策についての協議を行い、学校が家庭や地域社会との連携を深めていくことについて共通理解を図った。

・家庭・学校・地域が連携しながら「命の大切さ」についての認識を深めるためのモデル地域づくり（「いのちの教育 あったかエリア事業」）など、豊かな体験活動を通じて子どもたちの道徳性を育んだ。

#### ●取組② 生徒指導の充実と教育相談体制等の整備

・80中学校、53高等学校にスクールカウンセラーを、3教育事務所と義務教育課に巡回相談を行う広域カウンセラーを、3教育事務所、総合教育センター及び秋田明德館高等学校にスクールソーシャルワーカーを、県内18校に地域の人材を活用した心の教室相談員を、それぞれ配置するとともに、全県9か所にフリーダイヤル「すこやか電話」を設置するなど、悩みや不安を抱えた児童生徒や保護者が安心して相談することができる環境を整えた。

・「秋田県いじめ防止対策推進条例」に基づき、秋田県いじめ問題対策連絡協議会や秋田県いじめ問題対策審議会を開催し、いじめの防止等に向けて関係機関との連携を図った。また、「秋田県いじめ防止等のための基本方針」に基づき、各学校や市町村教育委員会へいじめの認知や防止等への取組の強化を促した。その結果、いじめを正確に漏れなく認知することの重要性について理解が深まったこともあり、いじめの認知件数は平成27年度調査と比較して小・中学校ともに増加した。（公立小学校：973件→1,711件、公立中学校：514件→650件）

#### ●取組③ 少年自然の家等における長期宿泊体験活動の推進

・宿泊通学学級、3泊以上の長期宿泊体験活動を推進し、子どもたちの自己肯定感の向上を図った。

・道徳の教科化や新学習指導要領への対応、いじめや人間関係の希薄化など子どもたちを取り巻く今日的課題等への対処に関する学校の多様なニーズに応えるため、各少年自然の家を拠点とした体験的な学習プログラムの充実と学校への周知を行って活用を呼びかけたことで、実施回数が前年度より61回増加した。

### ② 生涯にわたってたくましく生きるための健やかな体の育成

#### ●取組① 学校体育の充実に向けた取組の強化

・諸調査の結果や事業の成果を基に、授業づくりや体力向上に関する資料を作成し、県内3地区で小・中・高等学校学校体育担当者連絡協議会を開催し啓発活動を行った。

・小・中学校の体育授業に、運動やスポーツの専門性を有する地域の人材等を必要に応じて派遣し（小学校の水泳・陸上・器械運動の授業15校、中学校の武道5校）、児童生徒の実態に応じた指導や安全面を十分に確保した質の高い授業を展開することで、教員の指導力の向上と運動が好きな児童生徒の育成を図った。

#### ●取組② 運動部活動の活力アップに向けた取組の充実

・中・高等学校運動部活動等の選手、指導者、保護者を対象に、食を通じたスポーツ選手の体づくりやスポーツ障害の防止等に関する講演会を県内3地区で行い、日々の食事やトレーニングの改善を図った。

・中・高等学校合同の練習会や指導者研修会の開催、さらには自転車競技など中学校に専門部のない競技種目について「中学生体験活動」等を推進し、指導者の相互理解を深めるなど、組織的かつ科学的な運動部活動の指導体制の構築を図った。

#### ●取組③ 医療関係者等との連携による保健教育の充実

・県全体の学校保健の課題と取組について、県連絡協議会を設置して有識者と協議するとともに、指定地域の男鹿市において「望ましい運動習慣と食習慣の確立」をテーマに掲げて市内全小・中学校10校で実践を重ね、研修会や報告書等を通じて県全体に普及啓発を行った。また、学校・行政・医療関係者等による男鹿市健康支援チームを設置し、各校の取組について協議するなど、健康課題の解決に向けた具体的な取組を支援した。

#### ●取組④ 食育の更なる充実に向けた総合的な取組の推進

・学校給食の意義や役割について理解をより深めるため、年2回の研修会や年次研修により栄養教諭・学校栄養職員の資質向上を図った。また、安全で安心な学校給食の提供のため、外部指導者と栄養教諭がチームを組み、25施設に対して衛生管理訪問指導を行った。さらに、食物アレルギー等による緊急時に適切な対応ができるよう、全職種を対象とした県内3地区での研修会を通して知識と理解を深め、実技や演習による実践想定訓練も行った。

### 3 評価

| 総合評価 | B                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 評価理由 | <p>代表指標は目標の達成には至らなかったものの、99.6%と96.6%と高い達成率であったほか、全国平均値を上回っており、概ね良好な状況にある。</p> <p>関連指標については、少年自然の家等における学校等の宿泊体験活動の実施回数が昨年度より61回増え、目標を上回った。不登校児童生徒数と朝食を毎日食べる児童の割合は目標を下回ったが、不登校児童生徒数は全国と比べて少ない状況にある。</p> <p>引き続き、家庭・地域と連携した道德教育の推進に努めるとともに、スクールカウンセラー等の配置や相談電話の設置により、児童生徒や保護者が安心して相談できる環境を整えた。</p> <p>また、体育授業に地域の人材等を活用し、教員の指導力向上と授業の充実を図るとともに、運動部活動においては、選手や指導者のみならず、保護者に対する研修の場の設定、中・高合同で行う講習会の開催など、活動の活性化に向けた実践的な取組を行った。また、健康教育や食育についても、県内外の様々な取組を共有し、普及・啓発を図った。</p> <p>以上のことから、本施策の総合評価は「B」とする。</p> |

※総合評価の判定基準

「A」：目標を達成 「B」：目標を8割以上達成 「C」：目標達成が6割以上8割未満 「D」：目標達成が6割未満

### 4 課題と今後の対応方針

#### ① 課題（新たな課題、環境変化等により生じた課題 など）

第2期プランにおいて、ルールを守り、思いやりの心をもって行動できる人間性の育成のほか、基礎となる体力の向上や望ましい生活習慣・食習慣の確立など、豊かな心と健やかな体の育成に努めてきたが、次のような課題がある。

- ・千人当たりの不登校児童生徒数は、全国平均よりも少ない状況にあるが、依然として不登校児童生徒は県内に存在しており、対応を引き続き行っていく必要がある。（国公私立学校の計（平成28年度） 小：119人、中：518人、高：314人）
- ・「秋田県いじめ防止対策推進条例」や「秋田県いじめ防止等のための基本方針」などを踏まえ、いじめ防止に向けて取り組む必要がある。特に、いじめの定義など、いじめ防止等の基本的な考え方について、学校訪問や生徒指導推進会議等の機会を捉え、各学校に引き続き指導する必要がある。
- ・「特別の教科 道德」が平成30年度から小学校で、平成31年度から中学校で全面実施されることを踏まえ、今後も、家庭・地域との連携による道德教育の一層の充実を図る必要がある。
- ・少年自然の家等における長期宿泊体験の推進については、現在のプログラムでの学校利用の拡大が、急速に進む少子化やそれに伴う学校統廃合等の影響から難しい状況にある。今後は、子どもたちの自己肯定感に資する体験プログラムの開発と提供が必要である。
- ・子どもたちの一層の体力の維持・向上を図るためには、特に校種や学年が進むにつれて見られる、運動習慣の二極化傾向が見られることから、引き続き、発達の段階に応じた望ましい運動習慣を確立する必要がある。
- ・少子化に伴う運動部員数の減少が顕著であり、単独の学校やそれぞれの校種のみでの活動が困難な状況が散見される。今後も、部員数の更なる減少が予測されることから、指導者の資質向上のほか、学校間や校種間はもちろん、種目の枠を超えた組織間の連携した運動部活動運営を推進する必要がある。
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」等の望ましい生活習慣の確立については、概ね良好であると捉えているが、朝食摂取率がわずかながら低下してきていることや、朝すっきり目覚めるための「眠りの質」などに課題が見られる。

#### ② 今後の対応方針（重点的・優先的に取り組むべきこと）

第3期プランにおいては、第2期プランでの取組も踏まえ、家庭・地域とも連携して道德性の育成に努めるとともに、いじめや不登校等の未然防止や早期発見等の適切な対応を図るほか、相談体制の整備を進める。児童生徒の体力の維持・向上と健康の保持増進に向けては、地域人材等との連携により取組を充実していく。そのため、次のことに重点的に取り組む。

- ・引き続き、悩みや不安を抱えた児童生徒や保護者が安心して相談することができる環境の整備に努める。また、貧困や虐待など、学校だけでは解決が難しい事案も見られることから、スクールソーシャルワーカーの配置の充実等を図る。
- ・「特別の教科 道德」において、問題解決的な学習や体験的な学習など多様な指導方法を取り入れることにより「考え、議論する道德」への転換が図られるよう、研修等の充実を図るとともに、家庭や地域社会との連携を深めながらそれぞれの地域の実態に応じた多様な取組を推進し、児童生徒の体験を通じた道德性の育成に努める。
- ・自然体験活動について、「道德」の教科化や新学習指導要領の実施に対応した、少年自然の家での体験的な学習プログラムやプロジェクトアドベンチャーを活用したプログラムを開発・提示し、学校での学習活動をより深められる「セカンドスクールの利用」を促進する。
- ・児童生徒の望ましい運動習慣の確立の基礎となる運動やスポーツに対する意識を高めるため、児童生徒の実態に応じた、より質の高い体育・保健体育授業の実践に向けた教員の指導力向上や組織的な授業改善を推進する。
- ・中・高等学校合同の練習会や指導者研修会の開催や、中体連・高体連の各専門部への優秀な指導者やスポーツ選手の派遣、さらには若手指導者の全国大会や県外強豪校の練習視察への派遣等の支援を通して運動部活動の活性化を図る。
- ・本県学校保健課題解決計画に基づいた県連絡協議会の活性化による健康課題解決に向けた取組の充実と、各校における食に関する指導の全体計画に基づく効果的な指導の充実を図っていく。

### 5 政策評価委員会の意見

|  |
|--|
|  |
|--|